

観光目的査証免除入国開始に伴う入国時におけるトラブル事例の紹介（留意事項）

平成27年8月7日
在スラバヤ日本国総領事館

既にご案内のとおり、インドネシアに30日以内の観光目的で入国する日本国民に対しては、入国査証の取得が免除されることとなりました。一方、30日を超える観光又は観光目的以外の入国（親族訪問、就労を伴わない商用など）に当たっては、従来どおりVOA（到着ビザ、有料35ドル）を取得する必要があります。

これに伴い、当地スラバヤ・ジュアンダ空港ではこれまで入国時におけるトラブルの報告は受けておりませんが、他の空港においては以下の事例が報告されております。

【トラブル事例】

○ 査証免除での入国時におけるトラブル

商用目的で入国しようとしたが、入国審査の際、入国目的を「30以内の観光」（査証免除）と申告し、入国審査官から質問や所持品検査を受けた結果、商用目的の入国であると判断され、虚偽申告を理由に入国を拒否された事例

○ VOAでの入国時におけるトラブル

VOAで入国したにもかかわらず、パスポート上にVOAのシールが貼られなかった事例やパスポート上には査証免除での入国スタンプが押されてしまった事例

【留意事項】

○ 査証免除による入国は、観光目的に限定されております。それ以外の目的で入国される際は、その滞在中の活動内容に応じ、事前に在京インドネシア大使館で適切な査証を取得する、又は空港到着時にVOAを取得するようにお願いします。

○ VOAを申請された際は、必ずVOAシールが貼られていることを確認するとともに、35ドルの領収書を受け取り、念のため出国まで保管することをお勧めします。

<参考：6月30日付お知らせ（査証免除に関するお知らせ：留意事項）>

<http://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/j/index.html>

（参考：トラブルに遭った際の空港における連絡先）

○スラバヤ・ワル入国管理局

Jl. Jenderal S. Parman No.58A Waru, Sidoarjo
031-8531-785

○ジュアンダ国際空港内入国管理局事務所（第2ターミナル）

031-8690-892

在スラバヤ日本国総領事館

電 話 : 0 3 1 - 5 0 3 0 0 0 8

F A X : 0 3 1 - 5 0 2 3 0 0 7

e-mail : ryoji@sb.mofa.go.jp

在スラバヤ日本国総領事館ホームページ

<http://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/j/>